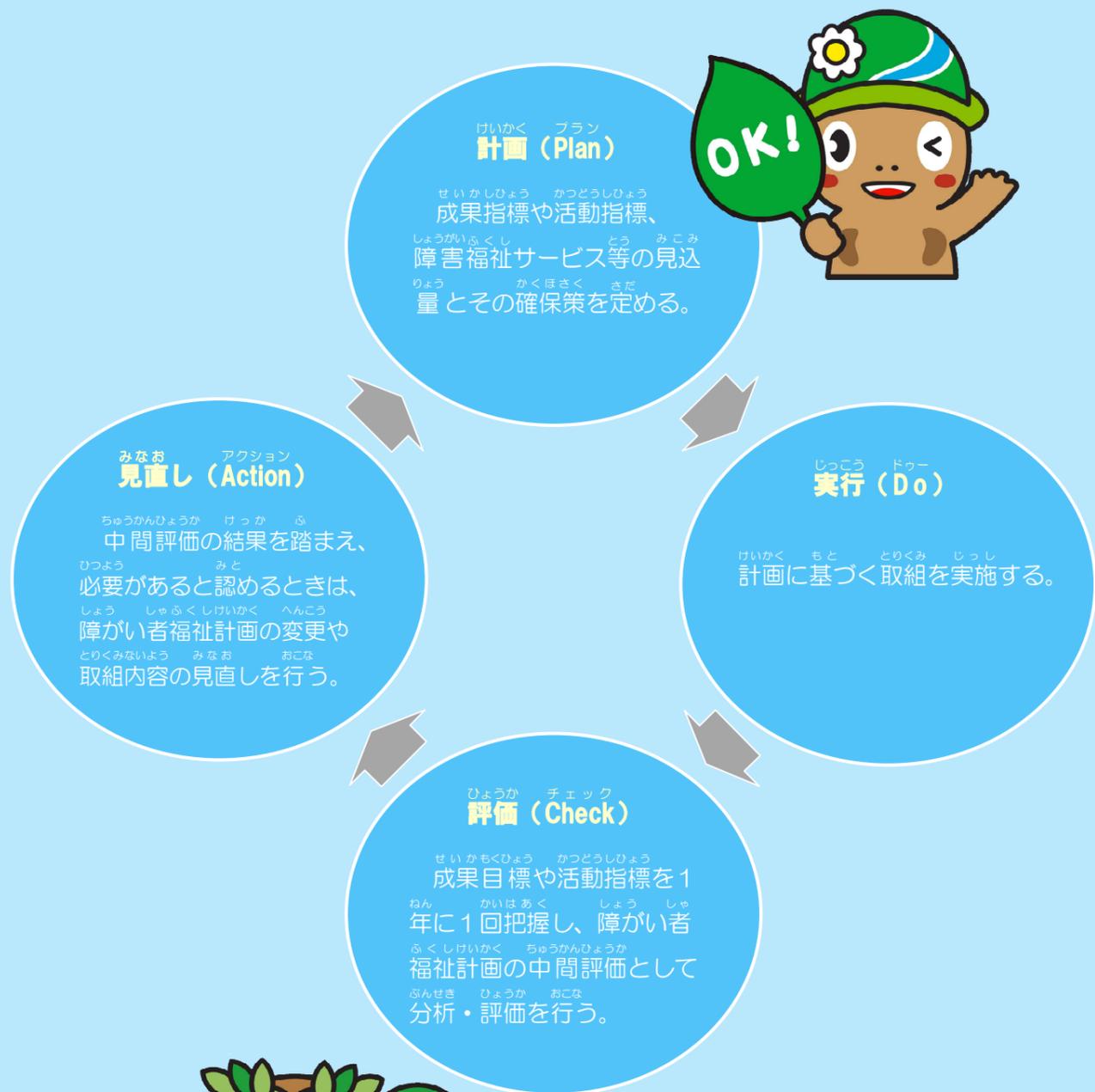


5 計画の進行管理

本計画に明記した成果目標について、PDCAサイクルのプロセスを用いて、調査・分析等を行い、「あきる野市障がい者福祉計画推進委員会」において評価を行います。



発行：あきる野市
編集：あきる野市健康福祉部障がい者支援課
〒197-0814
東京都あきる野市二宮350番地
電話：(代表) 042-558-1111

あきる野市障がい者福祉計画



森っこザンちゃん

1 策定の基本的な考え方

計画期間：令和3年度～令和5年度

「あきる野市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したものであり、本市における障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けられるものです。

本市では、障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、個人として基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に地域の中で生活できる社会の実現を目指す」という共生社会の実現に向けた目的に基づき、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

令和3年度を初年度とする本計画では、「障害者権利条約」の締結やここ数年の法改正を踏まえながら、障がい者を地域で見守り、共に生きる共生社会の指針となる計画の策定を行っていく必要があります。障がい者が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の整備がなされ、ライフステージに応じたサービス等の必要な支援が受けられることにより、障がい者一人一人が、地域活動や就労、教育、スポーツ・芸術文化活動等の社会活動に積極的に参加することを通じて、輝くことができるまちづくりを推進していくことが望まれます。

このようなことから、従来の計画の理念を継承し、本計画では基本理念として「誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」を掲げ、障がい者福祉の推進に取り組んでいきます。

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|



3 基本理念・基本目標

現計画の2つの基本理念を継承し、6つの基本目標を掲げ施策の推進を図ります。



基本理念

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5
- 基本目標 6

- 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進
- 自立した生活の支援と意思決定支援の促進
- 保健・医療の充実
- 障がい児支援の充実
- 障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり
- 就労・社会参加による生きがいづくり

4 施策の展開

本計画では、障がい者福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するため、6つの基本目標と16の施策の方向性のもと、各種施策を展開します。

基本目標 1

障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 障害や障がい者に対する理解の促進
 - ① 障害を理由とする差別的解消の推進
 - ② 啓発・広報活動の推進
 - ③ 福祉教育の充実
- (2) 権利擁護の推進
 - ① 成年後見制度等の利用促進
 - ・ 成年後見制度の利用促進
 - ② 虐待防止の推進

基本目標 2

自立した生活の支援と意思決定支援の促進

- (1) 相談支援体制の充実
 - ① 相談支援体制の強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置に向けた検討
- (2) 地域生活を支える支援とサービスの充実
 - ① 地域福祉ネットワークの強化
 - ② サービス提供体制の充実と質の向上
 - ③ 障害福祉を支える人材の確保・育成
 - ・ 福祉人材の確保・育成
- (3) 経済的支援の実施
 - ① 年金・手当・助成制度の周知・実施
 - ② 各種割引・減免制度の利用促進

基本目標 3

保健・医療の充実

- (1) 保健事業の充実
 - ① 疾病の早期発見と予防の促進
 - ② 精神保健福祉の充実
 - ・ 精神障がい者にも対応したケアシステムの構築
 - ③ 難病患者に対する支援の充実
 - ④ 高次脳機能障がい者に対する支援の充実
 - ⑤ 重症心身障がい者に対する支援の充実
- (2) 医療の充実
 - ① 医療費の助成と医療機関との連携

基本目標 4

障がい児支援の充実

- (1) 障がい児や家族に対する支援体制の充実
 - ① 障がい児や家族に対する支援体制の充実
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童への支援の充実
- (2) 早期発見・早期療育の推進
 - ① 妊婦・乳幼児に対する保健事業の充実
 - ② 未就学児への療育の推進
 - ③ 発達障がい児に対する支援の充実
- (3) 学齢時の子どもの教育・療育の推進
 - ① 特別支援教育の充実
 - ② 教育相談等の充実
 - ③ 休日、放課後等余暇活動の支援

基本目標 5

障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり

- (1) 居住環境の整備とバリアー化の推進
 - ① 住まいの確保・整備
 - ② 公共施設等のバリアー化の推進
- (2) 防災・防犯対策の推進
 - ① 防災対策の充実
 - ・ 災害時要配慮者への支援の充実
 - ② 防犯対策の充実
- (3) 情報提供・意思疎通支援の充実
 - ① 情報提供の充実
 - ② 意思疎通支援の充実

基本目標 6

就労・社会参加による生きがいづくり

- (1) 企業就労の促進
 - ① 企業就労に向けた支援体制の充実
 - ② 市内における雇用機会の創出
- (2) 日中活動の充実
 - ① 福祉的就労の充実
 - ・ 福祉的就労の場の充実
 - ② 生活介護事業の充実
 - ③ 工賃の向上に向けた事業者ネットワークの強化
- (3) 社会参加の促進
 - ① ｽｰｯ・芸術文化活動への参加の促進
 - ② 地域活動への参加の促進

